



2005年7月11日 第2005-67号

【発行】 J A M

【発行責任者】 大山勝也

【編集】 社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : svakai@jam-union.or.jp

「独占禁止法基本問題懇談会」が発足

独占禁止法の課徴金制度の在り方などを検討する「独占禁止法基本問題懇談会」（細田官房長官の私的諮問機関、座長・塩野宏東京大名誉教授）が発足し、7月8日に首相官邸で第1回会合を開きました。懇談会は、2007年6月までに報告書をまとめる予定。連合からは、草野事務局長が委員となっています。

独占禁止法は「経済憲法」

冒頭挨拶に立った細田官房長官は、「本年4月に独禁法改正法が成立したが、附則で2年以内に検討を加え所要の措置を講ずるものとされた。独禁法は『経済憲法』とも呼ばれる基本法でもあり、幅広い検討が求められるため各界で高い見識を持った方々にお集まり頂いた」と述べ、本懇談会では「①課徴金に係わる制度の在り方」「②公取の審査・審判の在り方」「③不公正な取引方法に対する措置の在り方」などについての検討を依頼しました。

懇談会は概ね月1回の頻度で約2年間開催し、2007年6月には最終報告書を作成することとなっています。

連合は現場からの課題を提起

会議では、各委員から懇談会に臨む姿勢などが表明され、連合の草野事務局長は、労働組合

の立場から、現場からだされた課題をこの会議に出していくと述べました。

【草野事務局長発言要旨】

連合は労働組合であるが、各構成員は、モノの作り手であり、販売者であり、消費者でもあり、多面性を有している。連合は、働く者の「生活と雇用の安定・改善」のために、国民生活の安心・安定・安全が確保された経済・社会づくりを目指しており、そのためには、公正な取引関係と透明な市場の確立が必要だと考えている。

この6月にまとめた連合の「政策・制度要求と提言」の中でも「公正な取引関係の実現」をひとつの柱としており、具体的な政策要求として、「独禁法違反に対する罰則の強化」や「公正取引委員会や関係省庁担当部門の人員拡充による機能・体制の強化」「不当廉売に対する規制設置の検討」などを掲げている。

連合や、その構成組織において「取引慣行に関する実態調査」なども行っているため、このような現場から伝わってくる課題をもとに、この懇談会の場で意見していく。

第2～3回会合は、それぞれ9月と10月に開催し、有識者と経済界からのヒアリングを行う予定です。